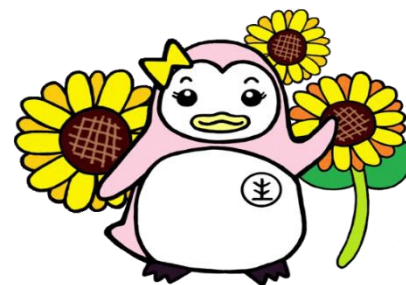


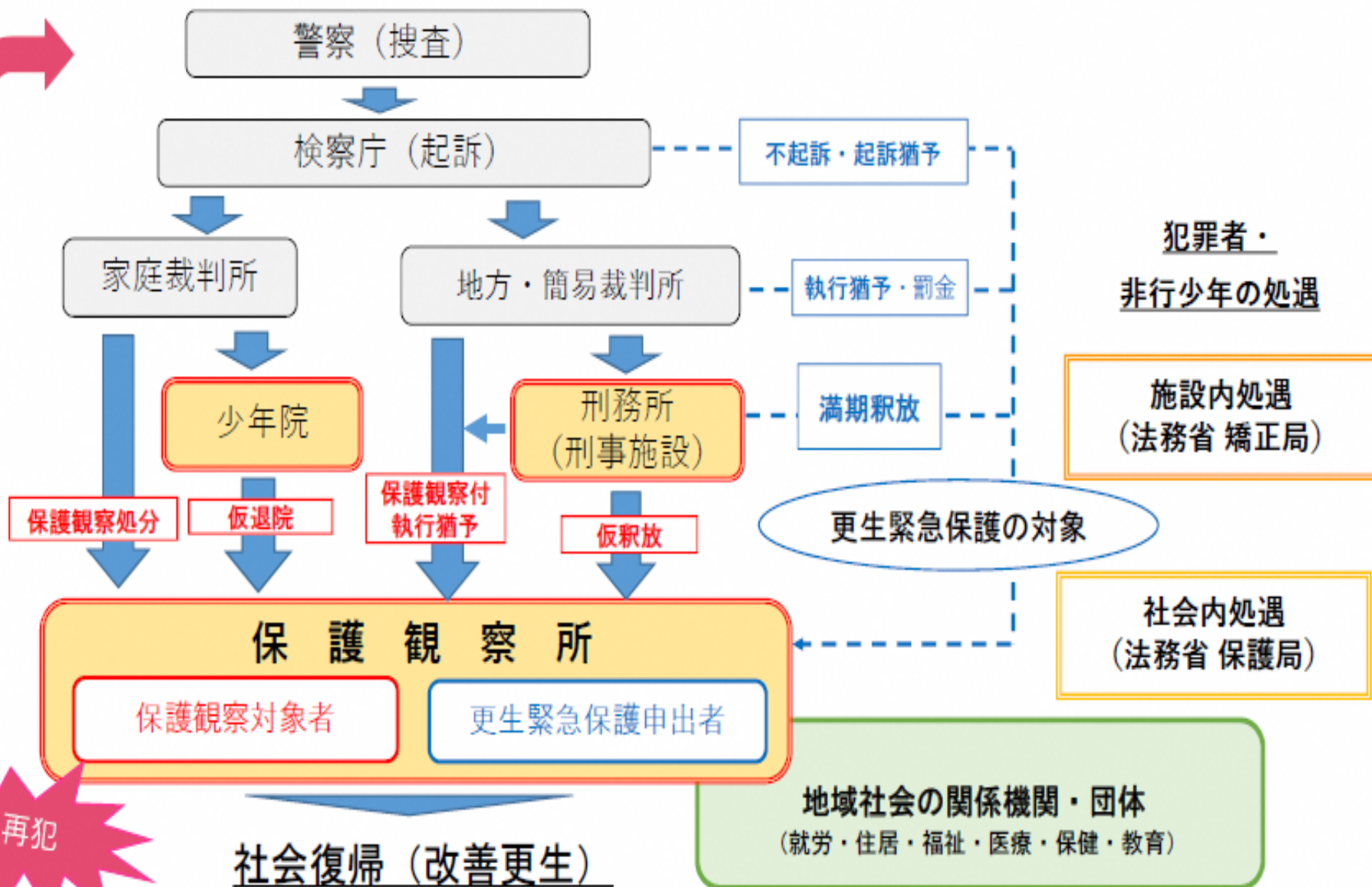
再犯防止に向けた取組について

～自立準備ホームの確保と活用～



長崎保護観察所
社会復帰対策官 末松愛子
(統括保護観察官)

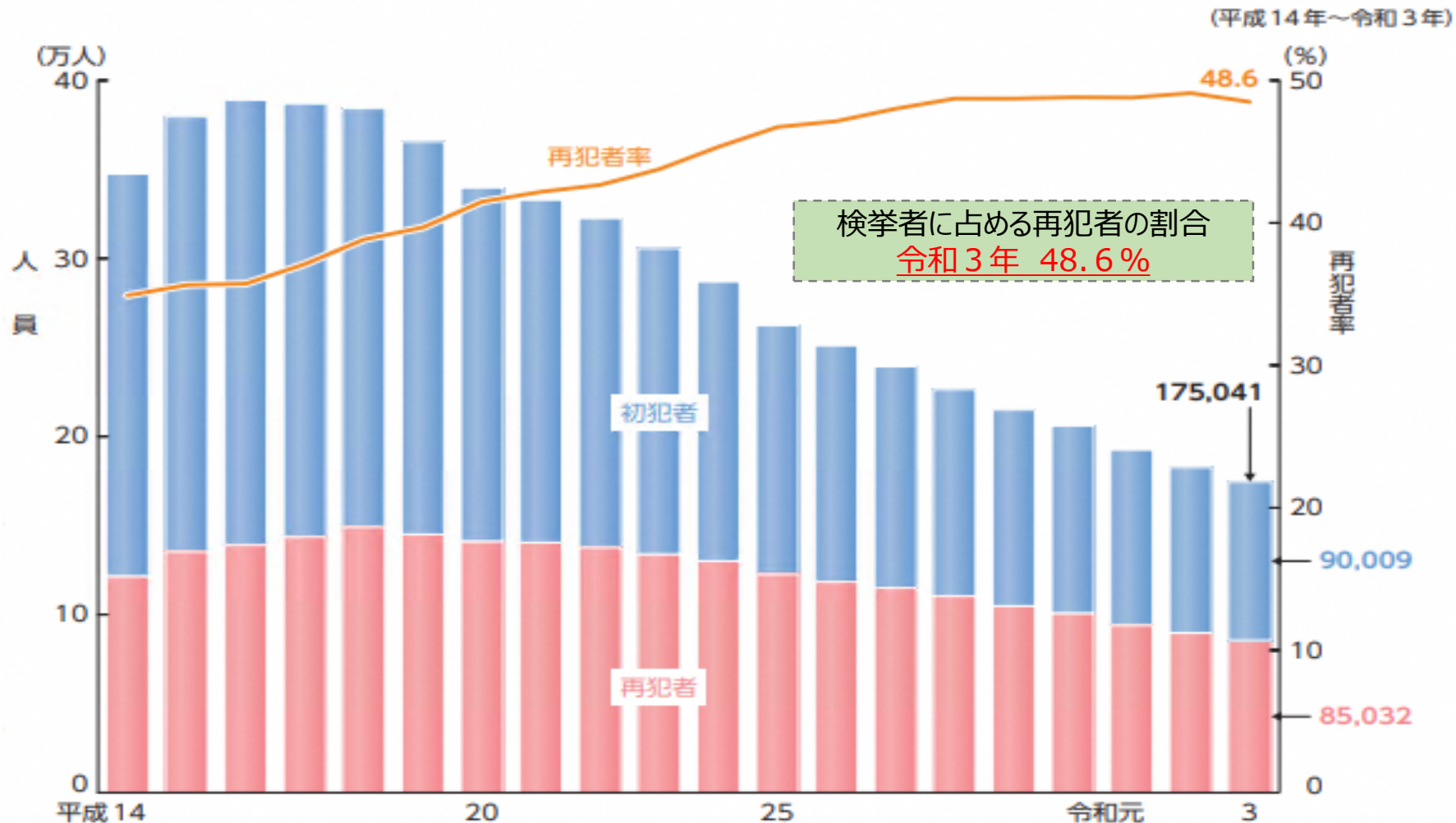
刑事司法手続の流れ



1 再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性

5-2-1-1 図

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

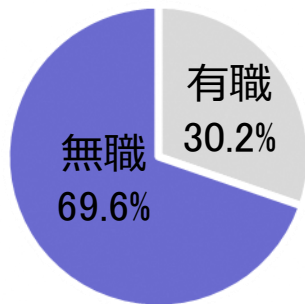
犯罪・非行をした人の中には 様々な「生きづらさ」を抱える人がいます。

仕事や住居がない

高齢である・障害がある

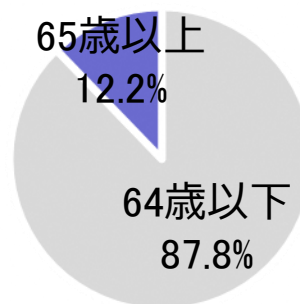
教育程度が比較的低い

約 7 割が再犯時無職



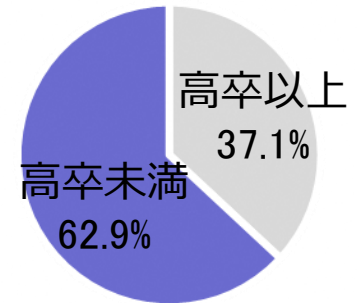
新受刑者の犯罪時就労状況

1 割以上が高齢者



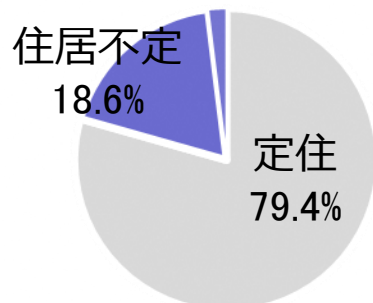
新受刑者の年齢

約 6 割が高卒未満



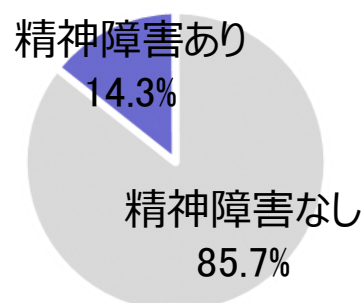
新受刑者の教育程度

約 2 割が再犯時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

1 割以上が精神障害あり



新受刑者の精神診断

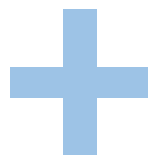


(出典：平成 28 年矯正統計年報)

犯罪・非行をした人の「生きづらさ」に着目し、 彼らの立ち直りを支援する取組 「再犯防止対策」

【 本人の反省・努力 】

犯罪の責任等を自覚
犯罪被害者の心情等を理解
自ら社会復帰のために努力



【 周囲からの支援 】



就労の確保



住居の確保



保健医療・福祉
サービスの提供

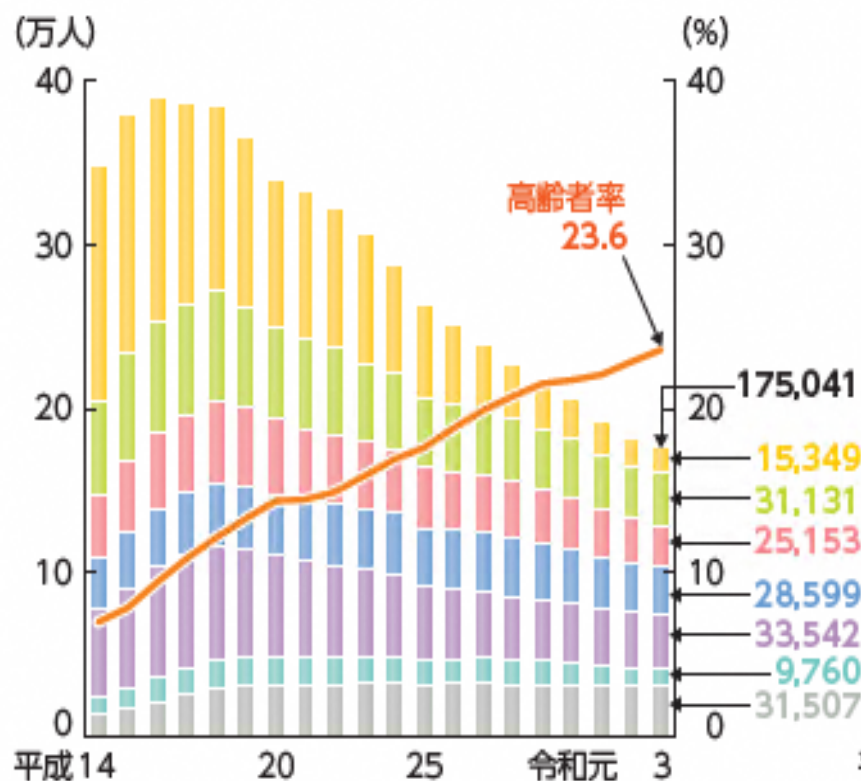


修学の支援

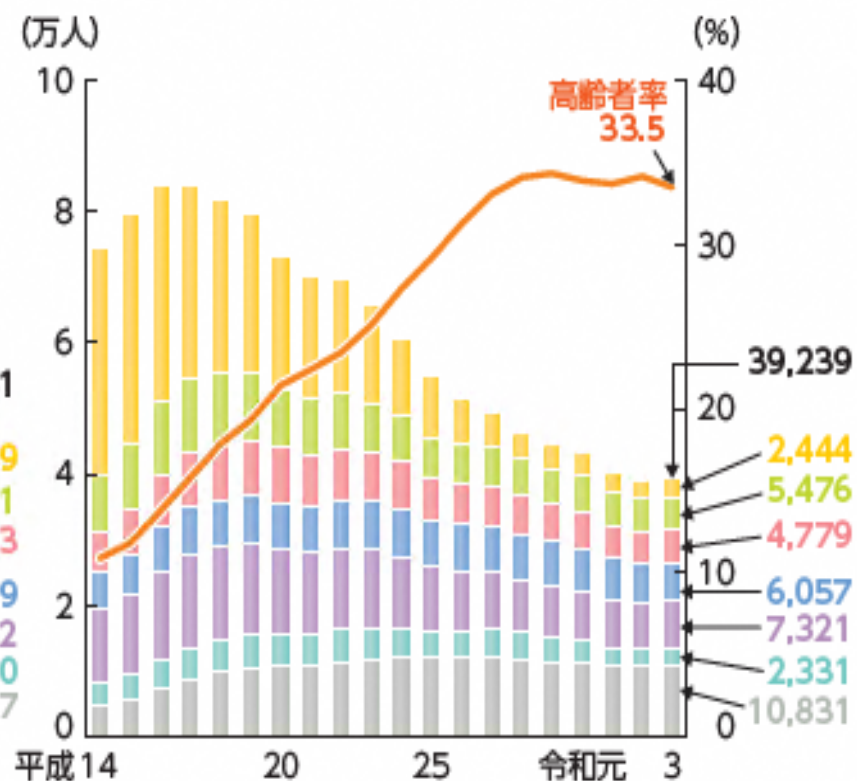
新たな被害者を生まない、安全・安心な社会の実現

（平成14年～令和3年）

① 総数



② 女性



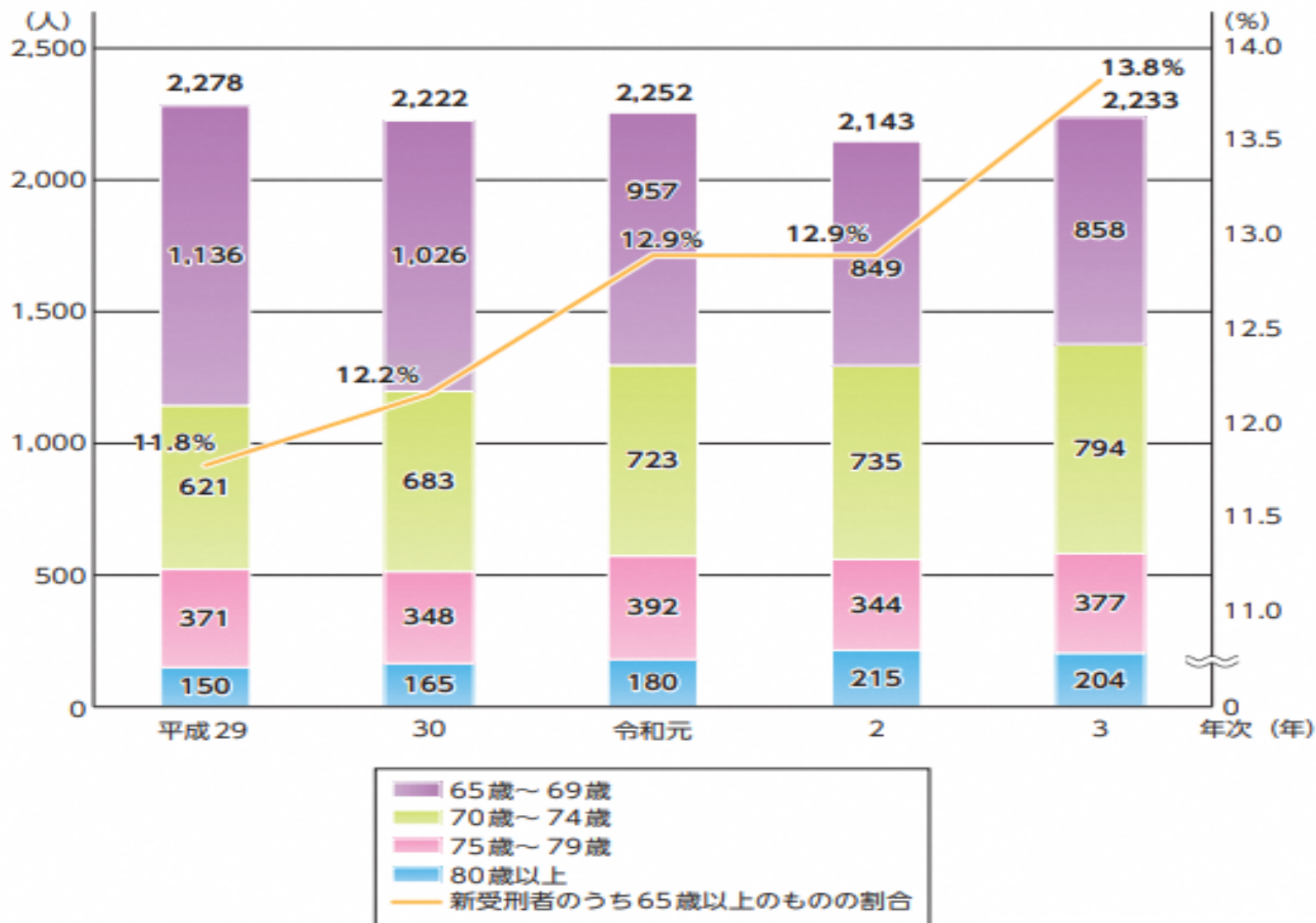
20歳未満 20～29歳 30～39歳 40～49歳 50～64歳 65～69歳 70歳以上

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

令和4年版犯罪白書より

特2-1-1

新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合

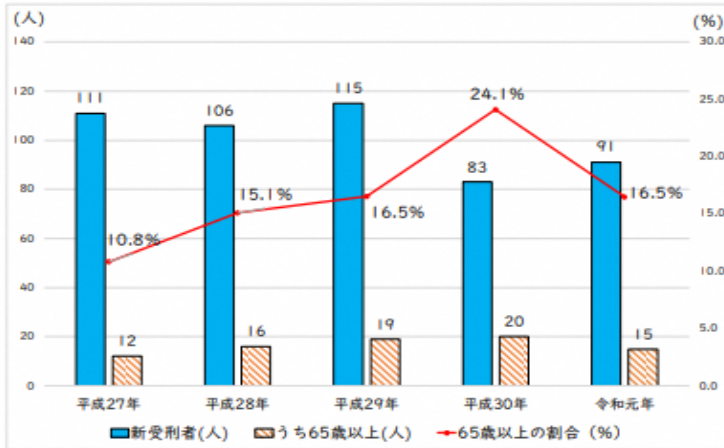


注 法務省・矯正統計年報による。

【長崎県】新受刑者に占める 65歳以上の者の割合

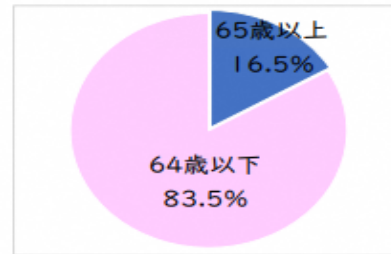
犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者のうち 65 歳以上の者の割合は、全国に比べて高い割合で推移しています。

[表 13：長崎県]

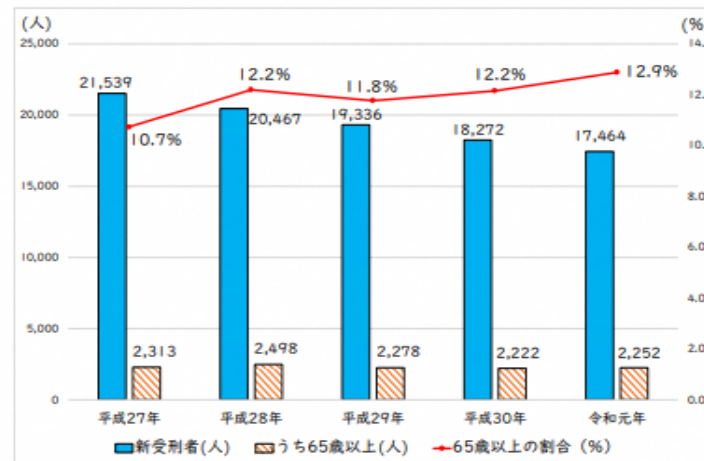


注1) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

[図 7：長崎県]

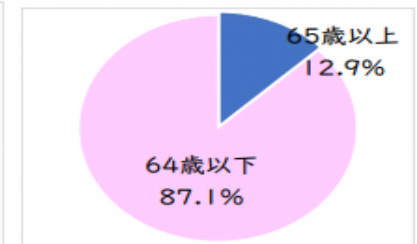


[表 14：全国]



注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

[図 8：全国]



2 緊急的住居確保・自立支援対策

一時的な居住支援

■自立準備ホームとは

- ・法務省が、平成23年4月から「**緊急的住居確保・自立支援対策**」として開始。
・あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する施設の空室等を宿泊場所として活用するもの。保護観察対象者及び更生緊急保護申出者を委託。
 ➔ 宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。
- ・保護観察所からの委託により、宿泊場所と毎日の生活支援を一体的に提供（食事の提供も含む）する。
- ・全国で506事業者が登録（令和5年4月1日現在）。
- ・委託保護の期間は更生保護施設に準じる。
（一人当たりの平均在所期間は68.2日／令和4年度）



緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



3 長崎県における自立準備ホーム登録及び活用状況

・登録施設（令和5年8月現在）

9法人16施設（各施設：2～5名で登録）

内訳：NPO法人 2法人、株式会社 3法人
社会福祉法人 2法人、合同会社 1法人
一般社団法人 1法人

区分：障害 4法人、高齢 1法人、依存症（薬物等）3法人、少年 1法人

所在地：長崎市、佐世保市、諫早市

・委託実績（平成28年～現在） 84名の委託を実施

- 【課題】
- ・高齢者が入所可能な施設の開拓
 - ・所在地に偏りがあるため、各市町に確保したい



4 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について

令和3年4月1日 社会福祉法 改正
重層的支援体制整備事業 創設

令和3年3月29日 重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）
（厚労・援護局地域福祉課長）

令和3年3月31日 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）
（厚労 4部局長通知）



属性を問わない
包括的な支援

既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等において、定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で社会参加に向けた支援対象者を受け入れる場合の考え方が示されている。

令和3年9月17日 福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取り扱いについて（事務連絡）
（厚労・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室）

自立準備ホームの開拓に係る参考事項について（事務連絡）
（法務省保護局更生保護振興課保護調査官）

刑務所
出所者等
も含み得る

【活用が想定される福祉サービス事業所】

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム、障害者グループホーム、自立援助ホーム、保護施設（救護施設等）、無料定額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む）、その他

【施設整備の財産処分には該当しない】

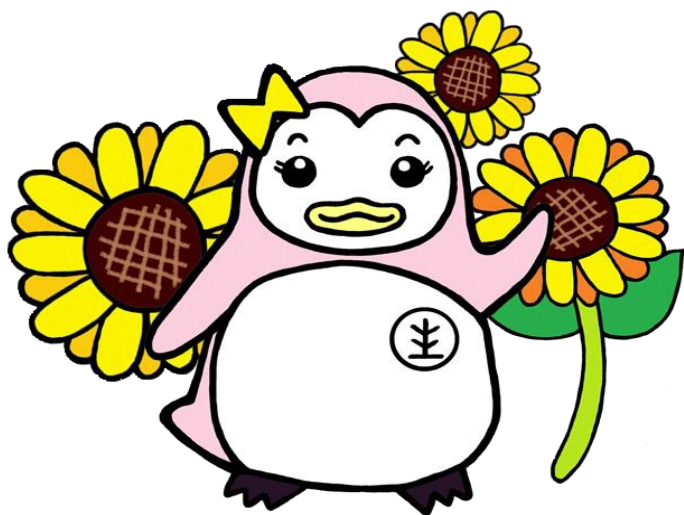
刑務所出所者等の受入義務が生じるものではないことから、登録自体によって、指定基準等に抵触したり、財産処分手続が必要になったりするものではない。実際の刑務所出所者等の受け入れが、一時使用に該当する範囲内で行われるのであれば、指定基準等には抵触せず、財産処分の手続も必要ない。

ただし、指定等事業の利用者の利用を制限して、自立準備ホームとして専用受入枠の居室を確保するような取扱いが行われた場合には、指定基準等への抵触や、財産処分手続が必要になる。

【指定等事業の報酬・委託費等との関係について】

利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合、自立準備ホームとしての受入れに関して保護観察所から支弁を受けた委託費は、指定等事業において請求する報酬と調整を行う必要はない。

詳細については、4部局長通知を御確認ください。



自立準備ホームの登録について、お気軽にお問合せ下さい。

長崎保護観察所 095 (822) 5175